

財務省告示第六百九十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十一月二十日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百五十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	額面金額で二千二億円	千九百九十九億九千九百八十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年十一月二十日	額面金額百円につき九十九円九十銭

十一

利率の経過
の過利
払子
込み

年一・五パーセント
年金資金運用基金理事長は、
年一・五パーセントの利率に
達し、加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規
定する。算出した金額を第十八号に規定する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{61}{365}$$

十三

初期利子

平成十六年三月二十日を
とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、
金額を支払うときは、期
が銀行休業日に当たるとき
はその翌営業日に支払う。
（以下、）
次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期にお
いて、その日以、前六月間に
利子を支払う。平成十五年九月二十日
平成年銀行額百円につき百円

十五
十六
十七
十八

償還金
償還金
元利支
払場所
払込期日

平成十五年十一月二十日